令和6年度 就学援助制度のお知らせ

柏原市教育委員会学務課

柏原市では、お子さんを柏原市立の小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの 保護者に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

※前年度受給された方、小学校入学準備金を受給された方もあらためて申請が必要です。

1支給対象者

<u>柏原市立小・中学校に在籍する児童生徒</u>または<u>翌年度に小学校入学予定者</u>の保護者で、次の項目に該当する方です。なお、申請はどなたでも可能ですので、ご家庭で判断せず必要な場合は一旦申請してください。

(1)令和5年中の所得金額(世帯全員の合計額)が令和6年度認定基準額以下の世帯。

令和6年度認定基準額

あくまでも目安の金額です。家族構成、年齢構成によって基準額が異なります。

記載されている基準額より少額でも否認定になる場合や、基準額より多額でも認定になる場合がありますのでご了承ください。

家族数	2 人	3 人	4 人	5人	
基準額(家賃負担なし)	約 162 万円	約 207 万円	約 229 万円	約 271 万円	
基準額(家賃負担あり)	約 200 万円	約 245 万円	約 267 万円	約 308 万円	

(2) 災害、病気、その他家庭の事情により経済状況が急変した方。

※急変した理由のわかる書類の提出が必要です。申請時に申し出てください。

2 申請受付期間等

- (1) 当初申請期間 令和6年4月15日(月)から令和6年5月17日(金)(土日祝を除く)
- (2)受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3)受付場所 柏原市役所2階多目的室2-1、または通学する小・中学校

3申請時に必要なもの

- (1)預・貯金通帳(小・中学校の諸経費で使っている、または使う予定の口座)
- (2) 賃貸住宅にお住まいの方は、家賃負担額がわかる契約書等の写し
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳の写し
- ・<u>令和6年1月2日以降に転入された方は申請時に申し出てください。</u>1月1日にお住ま いの市町村で 6月から発行される所得証明書が申請後に必要です。
- **所得の申告がお済でない方は、必ず済ませておいてください。**(給与所得のみの方で勤務 先から柏原市へ「給与支払報告書」が提出されている方は不要です。)

4 支給の決定と支給方法

- (1)住民基本台帳および課税台帳等により審査を行い、認定・否認定を決定します。
- (2) 所得の申告がないなど、審査できない場合は、否認定になります。
- (3)当初申請期間内に受付した審査結果(認定・否認定)は、8月中旬に保護者へ通知します。
- (4) 支給については、原則、年 2 回です。前期分(4~9 月分) を 9 月末、後期分(10~3 月分) を令和 7 年 3 月に振り込みます。
- (5)学校諸経費が未納の場合は、学校長口座振込に変更し、かつ、その未納分に充当することがあります。
- (6)年度途中で世帯状況や世帯収入が変わった時は、再申請、再審査が必要になる場合があります。

裏面もご覧ください

5援助の対象となる費目及び金額

(単位:円)

生活保護世帯の方は、小学校 6 年生と中学校 3 年生の修学旅行費のみ対象となります。ただし、実施月を過ぎてからの申請や、修学旅行を欠席した時のキャンセル代等は支給されません。

生活保護世帯以外の方は、以下の表のとおりです。

援助費目		翌年度	小学生					中学生			
		小学校 入学 予定者	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
学校 給食費 (注 1)	月額		4, 050	4, 050	4, 150	4, 150	4, 250	4, 250			
	前期		18, 450	20, 250	20, 750	20, 750	21, 250	21, 250			
	後期		24, 300	24, 300	24, 900	24, 900	25, 500	25, 500			
│ 学用品費 ├─	前期		5, 815	6, 950	6, 950	6, 950	6, 950	6, 950	11, 365	12,500	12, 500
	後期		5, 815	6, 950	6, 950	6, 950	6, 950	6, 950	11, 365	12,500	12, 500
小学校入学準備金 後期(注 2)		57, 060									
中学校入学準備金 後期(注 3)			63,000								
修学旅行費			23,000 円以内						60,910 円以内		
校外活動費(2回限度)			実費					実費			
通学費 後期 林間・臨海学習費			6,000 円以内				7,500 円以内				
医療費(下記6		学校保健安全法に基づく病気の治療にかかる自己負担分									

- 注1 給食費について、中学校は無償化のためありません。小学校1年生の4月分は2,250円ですので、小学校1年生の前期は18,450円となります。また、返金がある場合は、その返金額を差し引いた金額(実費)となります。
- 注2 小学校入学準備金は、翌年度小学校入学予定者で2月末時点の認定者のみ対象です。
- 注3 中学校入学準備金は、小学校6年生で2月末時点の認定者のみ対象です。

6 医療費の支給について

学校保健安全法に基づく病気は、虫歯、中耳炎、結膜炎(アレルギー性含まない)、トラコーマ、白せん、疥せん、膿痂疹、慢性副鼻腔炎(アレルギー性含まない)、アデノイド、寄生虫病です。

- (1)認定通知が届くまでに治療された場合、患者名・病名・治療期間が明記された病院領収 印のある<u>領収書</u>(病名の記載がないものやレシートは不可)、<u>はんこ</u>、申請時の<u>預・貯金</u> 通帳、認定通知の4点を学務課(市役所3階39番窓口)までご持参ください。
- (2) 認定通知後は、医療券の交付申請が可能です。医療券は2か月毎の更新となります。

※注意事項

- ・ 当初申請期間に申請されて認定となった方は、4 月認定となります。
- ・当初申請期間を過ぎた場合でも、<u>途中申請として**令和7年2月末まで受付します**</u>ので、学務課(市役所3階39番窓口)または通学する小・中学校へ申請してください。なお、途中申請は申請月からの認定となり、学用品費等は月割り支給となります。
- ・万一、支給時に振り込みできなかった場合において、連絡先の不明その他振り込みできない状況が相当期間内に解消されない場合には、援助の必要がなくなったものとみなして、支給を停止し、または認定を取り消すことがあります。また、支払うべき学校納付金(給食費等)が未納の場合は、学校長口座に振り込む場合があります。

詳しくは教育委員会学務課へお問い合わせください。 TEL 072-972-1697 (直通)